

○議長（茅沼隆文）

日程第3 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

それでは、報告第5号をご覧ください。

報告5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年改正条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成30年5月21日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただき、2枚目の専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年5月15日、開成町長、府川裕一。

町は、交通事故により物件に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額。金22万5,815円

2、損害賠償の相手方。神奈川県平塚市浅間町9番1号、平塚市長、落合克宏。

本事故の概要ですが、参考にございますとおり、平成30年1月25日午後5時30分頃、平塚市教育会館駐車場内において、当日同施設内で、開成幼稚園の職員が参加した研究発表会が終了したのち、職員が運転する公用車が駐車場から道路に出るため左折しようとしたところ、車道と歩道を隔てる車止めポールに車両左側側面部を接触させ、車止めポールに損害を与えたものです。

次のページに地図、その次のページに写真を添付してございます。この写真にあるとおり、駐車場ゲートを出た、左側前方にあるポールを左折する際に巻き込んだもので、幸いなことに同乗者も含め、怪我人がございませんでした。その後、凡例等に基づき過失割合10対0、町の過失が10でございますが、平成30年5月1日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）第1号の法律上町の義務に属する損害賠償の額について、1件50万円以内のものを定めることに基づき、専決処分を行ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番井上です。

1点ほど確認をさせてください。公用車の場合は対物対人等の任意保険には入っていないという確認でよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷勉）

公用車についても任意保険に該当する保険は入ってございます。この金額は直接保険会社から補填はされますけれども、ただ町が与えた損害賠償の額ということで、上程でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

では、もう1点ほど確認をさせてください。町には公用車というのは結構あるかと思うのですが、全公用車に対物対人の任意保険は入っているということでしょうか、あるいは一部だけの公用車なのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷勉）

お答えいたします。全公用車入ってございます。

○議長（茅沼隆文）

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

私がちょっと聞きたいところは、事故の発生日が1月25日、約4カ月前ということですが、完全に金額が、賠償金が決まるのが時間かかったのが、この4カ月間、もう少し早くでも良かったかなと。早くできないかなという感じもするのですが、4カ月間かかってしまったということと。あともう一つは写真を見るかぎりでは、随分ぶつかりそうもないようなところにぶつかっているということで、非常に不自然というか、そんな感じがするのですが、当然、公用車にも被害があるわけでありまして、今後は公用車の修理代もかかってくるという感じもいたしますが、そのところについて公用車はどういう形で直されるのかということと、4カ月かかってしまうのかどうか、この辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

お答えいたします。まずは、事故が発生してから時間がたっているという点でございますが、相手方との折衝の中で、この物品・物件が特注品だったということもあ

りまして、価格の算定等に若干時間がかかったという話はどうかがっております。

それから、公用車の修理でございますが、秋谷行政推進部長から御説明があったとおり、公用車は、自前でかけている保険で修理を既に済ませているという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今回の専決処分にあたる案件については、人的被害がなかったということで良かったなということで、今後は心を入れかえて安全に運行していただきたいというふうにお願いします。

ちょっと専決処分について、お聞きするんですが、条例に基づく部分で50万円以下ということで、1号に値する、法律上町の義務に属する損害賠償の額について、1件50万円以内のものを定める、ということで、この1号の条文によって専決処分をしたということで理解をしているところであります。

これは、逆に言えば専決処分に記載されているがために、こういう形での報告になっていると思うのですが、いろいろな予算編成の中でこの間、全協のとき、教育委員会のバスの件を60万円充用するというような案件があったと思います。そのような中で、実質問題、金額の50万円を専決として、根拠があるのでやっているのですが、そこでの扱いというのが、ちょっといまいちルー的なものが分からないという部分があるので、それをお聞きしたいという、報告の議題とは全く今の質疑は違っている内容だとは思いますが、前回の本会議でもイレギュラーな質問を認めていただいたので、関連質問ということで、質問もさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷勉）

その当時、こちらの条例ですので、条例を提案して審議していただいたときには、もちろん資料も提出しないから、説明して議会の議決をいただいておりますので、細かいところはやはり、その当時の議事録を読んでいただければと思ってございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

11番、吉田議員。

○11番（吉田敏郎）

11番、吉田です。

先程、同僚議員からも発言がありましたけれども、事故をするには、これをぶつ

けるには結構不注意があったのかなと感じられるのですけれども、公用車に関して職員の方が運転する、いろいろ注意しながらやっていると思います。このような形の中で、事故が発生した後に、前にも聞いておりますけれども、こういうときに職員に対する指導というか、そういうものを町としてどのような形で、職員に指導というか、そういうことをしているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

お答えいたします。本件事故があったのちでございますが、もちろん教育委員会の中の職員にも事故の発生の経緯と共に注意喚起をするとともに、開成幼稚園の中でも、特に注意をしてくれ、ということで注意喚起をしております。

なお、本件事故の要因を細かく分析していきますと、確かにポールが時間帯的にちょっと薄暗くなって見えにくかったということですか、車道に出る際は右側からくる車のライトが眩しくて、余計に見えにくかったといった状況があるのですが、いずれにしろ、不注意が招いたことでございますので、とにかく、不注意と安全確認を徹底するというので、先程申しあげたような注意喚起ということで、徹底をまいりました。

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前9時20分 散会